

職員の住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十六日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第五号

職員の住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の住居手当の支給に関する規則（昭和五十年広島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(均衡職員の範囲) 第四条 給与条例第十一条の五第一項第二号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則（平成二年広島県人事委員会規則第六号）第五条第三項に該当する職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。）で、同項第三号に規定する十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（他の地方公共団体の職員、国家公務員（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける者に限る。）又は給与条例第十二条の二第三項に規定する公共的機関に使用される者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年広島県条例第三号）第二条第一項の規定による派遣若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年広島県条例第四十一号）第二条第三項第一号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第一項の規定により採用された職員にあつては当該復帰又は採用）の直前の住居であつた住宅（県公舎並びに前条に規定する職員住宅及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額一万四千円を超える家賃を支払っているものとする。</p>	<p>(均衡職員の範囲) 第四条 給与条例第十一条の五第一項第二号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則（平成二年広島県人事委員会規則第六号）第五条第三項に該当する職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。）で、同項第三号に規定する十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（他の地方公共団体の職員、国家公務員（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける者に限る。）又は給与条例第十二条の二第三項に規定する公共的機関に使用される者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年広島県条例第三号）第二条第一項の規定による派遣若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年広島県条例第四十一号）第二条第三項第一号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第一項の規定により採用された職員にあつては当該復帰又は採用）の直前の住居であつた住宅（県公舎並びに前条に規定する職員住宅及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っているものとする。</p>

別記様式第一号中「(平成 年 月 日提出)」を「(年 月 日提出)」と、「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日」と、「平成 年 月 日から」を「平成 年 月 日から」と、「平成 年 月 日から」を「平成 年 月 日から」と改める。

別記様式第二号中

平成 年 月 日	を	平成 年 月 日	から まで	を	平成 年 月 日	から まで	に
平成 年 月 日	を	平成 年 月 日	を	平成 年 月 日	を	平成 年 月 日	を
職名 氏名 印	を	職名 氏名 印	に改める。	職名 氏名 印	を	職名 氏名 印	を

附則

(施行期日)

- この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年広島県条例第三十六号。以下「令和元年一部改正条例」という。）附則第九条第一項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
 - 特定管理職員（給与条例第六条第二項に規定する特定管理職員をいう。）
 - 令和二年三月一日において令和元年一部改正条例第二条の規定による改正前の給与条例（以下「改正前給与条例」という。）第十一条の五第一項第一号に該当していた職員であって、同月二日から同月三十一日までの間に次に掲げる職員のいずれかに該当したもの
 - 令和元年一部改正条例第二条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後給与条例」という。）第十一条の五の規定を適用したとしたならば新たに同条第一項第二号に該当することとなった職員
 - 改正前給与条例第十一条の五第一項第一号に該当しないこととなった職員
 - 令和二年三月一日において改正前給与条例第十一条の五第一項各号のいずれにも該当していた職員であって、同月二日から同月三十一日までの間に同項各号のいずれか又は全てに該当しないこととなったもの
 - 令和二年三月二日から同月三十一日までの間に改正前給与条例第十一条の五の規定による住居手当に係る家賃の月額に変更があった職員であって、当該変更後の家賃の月額を基礎として同条第二項の規定により算出される住居手当の月額が千円以下とな

ったもの

- 五 令和元年一部改正条例第二条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前給与条例第十一条の五第一項第一号に該当していた職員であつて、次に掲げる職員のいずれかに該当するもの
 - イ 改正後給与条例第十一条の五の規定を適用するとしたならば新たに同条第一項第二号に該当することとなる職員
 - ロ 改正前給与条例第十一条の五の規定を適用するとしたならば同条第一項第一号に該当しないこととなる職員
- 六 施行日の前日において改正前給与条例第十一条の五第一項各号のいずれにも該当していた職員であつて、同条の規定を適用するとしたならば同条第一項各号のいずれか又は全てに該当しないこととなる職員
- 七 令和元年一部改正条例附則第九条第一項に規定する旧手当額が千円以下となる職員（家賃の月額に変更があつた場合の旧手当額）
- 3 令和元年一部改正条例附則第九条第一項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として改正前給与条例第十一条の五第二項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。
 - 一 変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた令和元年一部改正条例附則第九条の規定による住居手当の月額の算出の基礎となつた家賃の月額（以下この号及び次号において「旧家賃額」という。）より高い場合（第三号に掲げる場合を除く。）
旧家賃月額
 - 二 変更後の家賃の月額が旧家賃額より低い場合（次号に掲げる場合を除く。） 変更後の家賃の月額
 - 三 施行日の前日において改正前給与条例第十一条の五第一項各号のいずれにも該当していた場合 人事委員会と協議して定める額
（確認及び決定）
- 4 任命権者（その委任を受けた者を含む。）は、施行日の前日に改正前給与条例第十一条の五の規定により支給されていた住居手当に係る事実（令和二年三月二日から施行日までの間における当該住居手当に係る家賃の月額の変更を含む。）をこの規則による改正前の職員の住居手当の支給に関する規則（以下「改正前規則」という。）第六条第二項に規定する住居手当認定簿その他の資料により確認し、当該住居手当を受けていた職員が令和元年一部改正条例附則第九条第一項の職員たる要件を具備する場合は、施行日において支給すべき同条の規定による住居手当の月額を決定しなければならない。
（支給の始期及び終期）
- 5 令和元年一部改正条例附則第九条の規定による住居手当の支給は、令和二年四月から開始し、職員が同条第一項の職員たる要件を欠くに至つた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）又は令和三年三月のいずれか早い月をも

って終わる。

(職員の住居手当の支給に関する規則の準用)

- 6 この規則による改正後の職員の住居手当の支給に関する規則第五条から第九条まで(第八条第一項を除く。)の規定は、令和元年一部改正条例附則第九条の規定による住居手当の支給について準用する。この場合において、同規則第五条第一項中「新たに給与条例第十一条の五第一項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していること」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和元年広島県条例第三十六号)附則第九条の規定による住居手当を受けている職員は、その居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合には、当該変更に係る事実」と、「ならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合についても、同様とする」とあるのは「ならない」と、第六条第一項中「決定し、又は改定」とあるのは「改定」と、同条第二項中「前項」とあるのは「職員の住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(令和二年広島県人事委員会規則第五号)附則第四項又は前項」と、第八条第二項中「改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する」とあるのは「改定する」と読み替えるものとする。

(令和三年四月一日における届出の特例)

- 7 令和三年三月三十一日において令和元年一部改正条例附則第九条の規定による住居手当を支給されている職員であつて、同年四月一日においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているものうち、同日に給与条例第十一条の五第一項各号に該当することとなるものについては、令和二年三月三十一日において支給されていた住居手当に係る改正前規則第五条第一項の規定により行われた届出(前項による届出が行われた場合には、当該届出)を令和三年四月一日において支給されることとなる住居手当に係る同項の規定により行われた届出とみなす。

(雑則)

- 8 この規則に定めるもののほか、令和元年一部改正条例附則第九条の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。